

要 望 書

“未来へつなぐ ふじのくにの介護力”

令和6年8月27日

静岡県副知事

森 貴 志 様

静岡県老人福祉施設協議会

会長 種岡 養一

・・・・・・・・・・ 目 次 ・・・・・・・・・・

I	介護人材の確保・養成・定着に向けた取組について……………	1
II	物価高騰への対応について……………	3
III	福祉施設での生産性向上の推進について……………	4
IV	福祉施設の老朽化への対応について……………	5
V	防災対策の充実・強化について……………	5
VI	感染症への対応について……………	6
VII	特別養護老人ホームの運営について……………	7
VIII	養護老人ホームの運営について……………	9
IX	軽費老人ホームの運営について……………	10
X	在宅サービス事業の運営について……………	10
XI	厚生労働省への介護保険制度変更要望について……………	11

I 介護人材の確保・養成・定着に向けた取組について

本会が本年5月に実施した「介護人材確保等に関するアンケート調査」によると、130施設(全体の71.1%、前年比2.7ポイント増加)で職員不足の状況となっています。また、職員不足の影響から一部サービスの閉鎖及び閉鎖リスクがある施設が42施設(全体の22.5%、前年比11.1%から倍増)あり、そのうちの23施設で既に一部サービスを閉鎖している状況にあります。

こうした介護現場の深刻な人材不足の状況を改善するため、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

1 日本人介護人材の確保・養成・定着

- (1) 日本人介護人材採用促進のため、「介護就職フェア」等の開催回数の大幅な増加、開催場所や開催時期の検討、参加者掘り起し等によるやマッチング機会の拡大についてお願いいたします。
- (2) 有効求人倍率等から見ても介護業界への応募者は依然として少ない現状です。中・高校生への介護の仕事への理解促進のため、教育委員会等との連携協力による「介護の魅力」の啓発や効果的な情報発信をお願いいたします。
また、情報発信に加え、求職者への多面的なアプローチ施策の継続を要望いたします。
- (3) 他業種の離転職者や本県への移住希望者に対する介護の仕事の情報提供の強化や介護福祉士等の資格取得に対する支援をお願いいたします。
- (4) 最近の介護職への就職は人材派遣・紹介会社が参入し、採用にかかる人件費が増加しています。上記アンケート調査によると、前年度、人材紹介を利用して採用を行った施設は県内99施設あり全体の約3割の施設が年間で300万円以上の経費を要していることが明らかになり、福祉施設の経営負担を軽減するため、公的機関を通じた人材確保の促進が重要となります。
このため、検索エンジン最適化やユーザーフレンドリーなインターフェースにより求職者が必要な情報を迅速に見つけられるよう「ウェブ求人の充実」や、「コンサルタント配置」により、求職者一人一人に寄り添ったキャリア相談やマッチングの実施など、ウェブ活用やハローワークとの連携等による社会福祉人材センターの求人紹介機能の強化をお願いいたします。
- (5) 介護人材確保定着のため奨学金返還中の職員に対して奨学金の償還助成を実施している介護施設等に対する助成制度の創設をお願いいたします。

(6) 近年、無資格でありながら介護業務を志向する人材には、高齢者や知的障害者、外国人なども増えています。介護職員認知症介護基礎研修において、マイノリティに配慮したeラーニング展開をお願いいたします。

(7) 平成30年度に創設された静岡県の「働きやすい介護事業所認証制度」の取り組みが少しずつ進行しているように思いますが、まだ一部の事業所の取り組みのとどまっているようにも感じられます。そこで、この制度をより良くし、事業所として認証を取得して良かったと思えるようにしていくために、ブラッシュアップの方向で改定されることをご提案いたします。なお、この制度を最初に取り組んでいる京都府の制度を参考といたしました。

<https://kyoto294.net/student/seido/>

①上位認証の制定

現在の認証制度は主として職場の改善に向けた取り組み状況の評価であると考えております。現在の認証はそのままにして、取り組んだ結果を評価する指標、例えば退職率、有給休暇、組織での職員満足度調査結果等を指標として認証評価する上位認証の制定

②広報の充実（認証の取組結果等）

現在は認証結果のみの広報であるが、特徴的な取り組みの紹介、認証取得の効果・結果などを掲載した広報誌、冊子、ビデオ等の作成・配布

③認証評価の他機関の認証の利用と認証項目数の削減

福祉サービス第三者評価、労働局認証（くるみん、えるぼし、ユースエール、もにす等）の活用

2 外国人介護人材の確保・養成・定着

今後見込まれる介護サービス量に対応する介護職員が大幅に不足するため、日本人介護職員の採用努力とともに、外国人介護人材の採用拡大が喫緊の課題であります。

また、上記の「介護人材確保等に関するアンケート調査」によりますと、外国人介護人材を採用した施設は前年度から2.6%増加し53施設(28.3%)と徐々に増加しており、活用している施設では、「勤勉で真面目に取り組む外国人が多く、職場の雰囲気が良くなり、既存職員のモチベーションアップにつながる」等の意見がある一方、「費用面や言葉の壁・文化の違い、計画的な雇用につながらない」等の意見があり、なかなか積極的な活用にはなっていない実態が明らかになっております。

このように、県内では外国人介護人材の採用はまだ一部の法人や事業所にとどまっておりますので、外国人介護人材の確保・養成・定着への施策にご支援をお願いいたします。

(1) 外国人介護人材の受け入れを担当する日本人スタッフ向けに必要な研修会の開催やガイドブック作成等による介護施設での受入支援をお願いいたします。

- (2) 外国人介護職員のキャリアアップや日本語教育に対する支援の強化をお願いいたします。
- (3) 外国人介護人材確保のために、モンゴルをはじめインドネシア、ベトナム等での現地面接会の開催等による県内の法人・事業所とのマッチングなど受け入れ支援をお願いいたします。
- (4) 外国人介護人材の候補者に対して、静岡県での介護の魅力をイメージとして伝えるため、それぞれの国の言語や文化に配慮したリクルート用プロモーション映像の作成をお願いいたします。
- (5) 外国人材の雇用確保・定着のため、介護報酬加算メニューや、住宅補助等に対する助成金の創設に向けた国への働き掛けをお願いいたします。
- (6) 外国人留学生の場合、介護福祉士修学資金に係る法人による連帯保証が認められているが、当該外国人留学生が退学・退職等した場合に、法人が連帯保証人としての責務を負うこととなります。万が一、法人に責がない状況で留学生が退学・退職した場合には、法人の連帯保証が免除・減額されるような保険等の施策の検討をお願いいたします。

Ⅱ 物価高騰への対応について

- 1 令和6年度介護報酬改定により物価高騰に対して一定の負担軽減効果がありました。

しかし、依然広がる物価高騰は、食費・電気・ガスに加えオムツ等石油化学製品をはじめとした消耗品等の上昇分のすべてをカバーできず、なお経営に大きな影響を与えています。つきましては、静岡県による物価高騰への緊急的な支援継続を要望いたします。

また、各市町に対しても高齢者施設に対する交付金活用の優先度を上げていただくよう積極的な働きかけをお願いいたします。

- 2 物価高騰の中でも経営を圧迫しているのが食費(原材料費・燃料費・人件費或いは委託費)です。2024年の介護保険基準費用額の改定において、食費の据え置きを決定した際に厚労省が使用した2020年版の「日本人の食事摂取基準」等のデータでは、特に2022年以降顕著な食費の高騰が反映されていません。

多くの人々が日々の生活で食費の値上げを実感しているにもかかわらず、古いデータに基づいて食費を据え置いたことは、現場の実態と乖離しています。

実体経済の物価高騰から報酬改定までのタイムラグが施設の体力を削ぎ、致命的な打撃となります。実態に即した算出法により適切な基準費用額設定を要望いたします。

3 物価高騰への対応について（軽費委員会）

生活費の1日当たり60円の引き上げだけでは軽費老人ホームの運営は厳しいままです。今の社会状況では施設の自助努力だけでは如何ともし難いのが現実です。赤字に転落し借入金で補填している施設もあると聞いています。昨年度に引き続き「介護サービス事業所等物価高騰対策支援金」の継続をお願いいたします。出来れば、昨年度お示した通り他県並みの支援をお願いいたします。

Ⅲ 福祉施設での生産性向上の推進について

介護人材不足が深刻化する中、「見守り機器」や「眠りスキャン」「介護記録ソフト」などの介護ロボット・ICTの導入は介護現場の負担軽減に大いに役立つものであり、介護・福祉施設での生産性向上のため積極的な推進が必要です。このため、下記事項について特段のご配慮をお願いいたします。

1 福祉施設での生産性向上のためのテクノロジーの導入に対する助成制度の改定および拡充について

令和6年度の介護報酬改定により示された生産性向上推進体制加算において要件となっている見守り機器等のテクノロジーの導入について、補助上限台数がこれまでと同様に利用定員数の1/10(台)では、現実的に大きな成果を得ることが困難です。一施設当たりの補助上限総額を据置き、その範囲内で補助上限台数については調整を可能とするなど介護ロボット・ICT導入に係る助成制度の充実・強化について特段のご配慮をお願いいたします。

また、養護老人ホームにおいても利用者の重度化に伴う介護負担の増加とともに、介護人材不足になっており、介護を含む生活支援の現場でのICT化を推進している。介護保険施設においてはICT化のための県単独補助金制度が用意されているが、養護老人ホームには補助金制度がありません。ICT化補助金制度について、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない養護老人ホームに対してもご配慮をお願いいたします(養護委員会)。

2 介護施設での生産性向上のためのテクノロジーの導入を推進するための人材育成等に関する支援について

介護事業では介護ロボットやコンピューターシステム等の運用知識がある要員の人材確保が難しい状況にあります。国の提唱する介護生産性向上総合相談センター（仮称）の設置について、県においても早期に設置を実現していただくとともに、各施設・事業所における生産性向上のためのテクノロジーの導入において、リーダーシップのとれる職員を育成する研修会等を積極的に開催していただき、介護現場でのDX化を推進するための人材育成を行う場合について、これを助成する制度について御検討をお願いいたします。

- 3 介護保険申請業務等における提出書類の簡素化・市町の書式統一等について
介護保険制度の必要書類や加算等の申請書類等の簡素化による事務負担の軽減について、様々な軽減策を実行いただき感謝しています。今後も更なる負担軽減策の実行をお願いいたします。また、市町間の書式及び資料の様式統一、申請等業務の電子化の推進について、市町ごとの進捗状況に遅速があることから、対応が遅れている市町に対して、早期の負担軽減策実行をご指導・ご助言くださいますようお願いいたします。

IV 福祉施設の老朽化への対応について

- 1 福祉施設機能維持のための既存設備の延命利用について
本年度より特養等の広域型施設の大規模修繕工事への補助制度で創設いただきまして誠にありがとうございました。
今後は創設いただきました補助制度が十分に利用可能となりますよう必要な予算の確保についてよろしくお願いいたします。
また特養等に対する改築費用助成および今回創設いただいた大規模修繕助成については政令市の施設が助成対象外となっているため、政令市の施設でも同様の助成が受けられるよう県から政令市への働きかけをよろしくお願いいたします。
- 2 軽費老人ホームの老朽化への対応について（軽費委員会）
『広域型施設の大規模修繕補助については、地域医療介護総合確保基金において、令和2年度から、創設に併せて行う大規模修繕補助メニューが創設され、令和6年度は継続されることとなった。国に対し、制度の延長及び補助条件の見直しによる使いやすい制度の創設を要望していく。』と令和5年度はご回答頂きましたので、本体改修工事を伴わない設備単体（エアコン、厨房機器、非常誘導灯等）での補助をお願いいたします。

V 防災対策の充実・強化について

頻発している豪雨災害や地震災害などに鑑み、各施設・事業所が被災時において地域の福祉資源としての機能を発揮するため、以下の項目について対応をお願いいたします。

- 1 BCP（事業継続計画）の実効性確保のための人的・物的支援において、県及び市町と施設間との連携強化を要望いたします。
- 2 被災時における社会福祉施設の機能確保と福祉避難所機能の整備・維持に向けた継続支援を要望いたします。

- 3 被災者避難を想定しての施設に必要となる設備や備品の調達・整備に係る助成金制度活用についての市町との継続的な連携を要望いたします。

VI 感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症のような感染症が発生した場合に、重症化リスクの高い高齢者が多く生活している高齢者施設において適切に感染拡大防止の取組を行えるよう、次の点について要望いたします。

1 新型コロナウイルス感染症流行拡大時の人的、物的支援について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いは5類感染症となりましたが、高齢者施設・介護事業所では依然として高い安全性の確保が求められており、特に流行拡大時には、施設内での感染拡大を防止するため、人的・物的な負担が大きく増大いたします。

このため、新型コロナウイルス感染症の流行拡大時における検査キット等の確保や感染拡大施設への応援職員の派遣費用への支援、かかり増し経費の予算措置復活など施設内療養を視野に入れたサポートをお願いいたします。

2 将来の新興感染症発生に備えた対応について

高齢者施設において新興感染症が発生した場合、施設内での感染拡大により入居者の安全に大きな影響を及ぼします。県におかれましては、新型コロナウイルス感染症の発生を契機として、専門機関と連携し、施設職員等を対象に高齢者施設における感染症対応研修会等を開催いただいておりますが、これまでの研修で取得した知識や新型コロナウイルス感染症への対応で培ったノウハウを継承していくため、引き続き、施設職員等に対する専門機関と連携した研修会の開催等を要望いたします。

また、感染拡大防止には初期対応が重要であることから、医療専門家チーム（FICT等）による速やかな現場指導等の体制が確保されるよう要望いたします。

併せて、今後新興感染症のワクチン等が出た場合、高齢者施設の入居者及び職員並びに職員の同居家族へのワクチン優先接種についてご配慮いただきますようお願いいたします。

Ⅶ 特別養護老人ホームの運営について（特養委員会）

特別養護老人ホームの運営について、「令和５年度 特別養護老人ホーム待機・入所状況調査報告書」の結果等を踏まえ、下記事項について意見・要望いたします。

１ 入所要件の緩和

会員施設での特例入所受け入れ状況は、

2017 年度	184 名
2018 年度	169 名
2019 年度	218 名
2020 年度	123 名
2021 年度	113 名
2022 年度	128 名

と 2019 年度をピークに 120 名前後で推移している一方、要介護 1、2 の方が特別養護老人ホーム以外の入所施設に入所している状況が静岡県各地で確認されています。その理由として、特別養護老人ホームに入所できる条件が、原則、要介護 3 以上という情報が先行し、特例入所の取り扱いが周知されていないことや、特例入所では入所までの手間が多く、時間をかけずに入所できる有料老人ホーム他を選ばれていることが推測されます。社会福祉法人として社会貢献の観点から地域の中で困っている人を優先的に受け入れる必要性を強く感じているが、それに反する状況となっています。

また、全体の稼働率もここ数年 95.0%を下回っていることや、とりわけユニット型個室の待機者の確保が金銭面等を理由に厳しくなっていることから、施設経営面での不安感も増しています。

そこで、要介護 1 以上の方が必要なときに、特別養護老人ホームへの入所申請や入所ができるように、原則要介護 3 以上になっている入所要件を、要介護 1 以上に見直しをお願いいたします。

２ 日常生活継続支援加算の条件変更

市町村等からの要請により特例入所を実施した場合、日常生活継続支援加算の算定基準対象から除外をお願いいたします。

３ 優先入所指針の改定

・日常生活継続支援加算の算定基準を踏まえると、『静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針（別表）入所申込者評価基準』の「1 本人の状況」は要介護状態だけではなく、認知症日常生活自立度や医師の指示に基づいた喀痰吸引や経管栄養を行う必要性の有無を反映いただきますようお願いいたします。

・『静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針（別表）入所申込者評価基準』の「2 介護者等の状況」は介護者が要支援状態または高齢者であることの状況はあるが、就学中や就労中の若い世代（ヤングケアラー）であることによる介護の困難さも反映していただきますようお願いいたします。

4 地域区分における格差の是正

2024年度の改正にて静岡県における地域区分は以下の通りとなりました。

- ・ 6級地（10.42円）

静岡市

- ・ 7級地（10.21円）

浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町、森町

- ・ その他（10.00円）

熱海市、伊豆市、伊豆の国市、伊東市、御前崎市、菊川市、湖西市、下田市、牧之原市、河津町、東伊豆町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町、吉田町

しかしながら、人件費や物価高騰等の状況は静岡県全域において変わらず、等しく施設運営に打撃を与えています。そこで、県下の特別養護老人ホームが、どの地域でも事業を安定して継続していくために級地における収入格差の是正をご検討いただきますようお願いいたします。

5 介護施設におけるタスクシフト・タスクシェア

近年、医療的ケアが必要な高齢者の増加と介護・看護人材の慢性的な不足等により、施設で生活する利用者に少なからず不利益が生じています。

施設内の医療的ケアについては、現制度上、「看護師を待つ」・「代替手段での対応」しか術がなく、制度や施設の都合で利用者の生活を拘束していることが認められます。

そこで、介護職の対応可能な行為を増やすことで、利用者の生活の質の向上と介護現場における人材不足の解消につなげられるよう、以下の項目についてご検討をお願いいたします。

- ・ 介護施設は暮らしの場であることから、在宅生活において家族が担っている医療的行為に関しては、介護職が実施できるようにご検討をお願いいたします。

（例：軽度の褥瘡の処置、血糖チェック・インスリン投与、在宅酸素の流量調整、摘便・浣腸等）

- ・ 上項実現のため、ICTの活用等により、時間と費用をなるべくかけず知識・技術が習得でき、現場での速やかな実践につながる持続可能な研修計画もあわせてご検討をお願いいたします。

- ・ 医療的ケアを必要とする方を受け入れるには高度な専門性が必要となります。そのため、医療的ケアを実施した場合は、その専門性に応じた成果を得られるように新たな加算のご検討をお願いいたします。

6 直接処遇以外に係る人材の確保と業務省力化

直接的な処遇にかかわる介護職員以外の職員確保も困難な状況が見られる。特に、調理や送迎等に関わる職員確保は困難となっており、業務継続への不安感も増しています。そこで、調理や送迎等の直接処遇場面以外でも施設運営に必須な業務における業務省力化に向けた先進的な取り組み事例の情報発信や、業務省力化のための設備改修・機器導入等に伴う新たな補助の検討をお願いいたします。

7 カスタマーハラスメント対策

近年、他業種でも問題となっているカスタマーハラスメントは介護・福祉業界においても他山の石ではなく、喫緊の課題である。人材確保が困難な状況下において、この課題への対策が疎かになると、人材の離脱と確保が困難な状況にますます拍車がかかることが懸念されます。そこで、介護・福祉業界におけるカスタマーハラスメントへの対応策や指針等の策定及び研修会開催等を静岡県が主体となり牽引していただきますようお願いいたします。

VIII 養護老人ホームの運営について（養護委員会）

1 入所措置が必要な高齢者の適切な把握と措置対応について

静岡県の高齢化率は30.7%と増加傾向にあります。これに反して県内会員養護老人ホームの入居稼働率は71.8%（令和6年4月1日現在）と、昨年度に比べ2.9ポイント下がり、減少傾向が続いています。

このような状況下では、潜在的措置該当者が相当数把握されていないことが懸念されます。

また、施設としては慢性的空床状態による収入減と、物価高騰により、厳しい経営を強いられています。

引き続き、市町の措置事務担当者に対し、養護が必要な高齢者に対し措置制度による適切な措置が講じられるようご配慮いただきますようお願いいたします。

2 老人保護措置費に係る支弁額等の改定について

令和6年1月11付厚労省通知「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について」において、「処遇改善」「消費税率引き上げの対応」「令和6年度介護報酬改定等を勘案した支弁額の改定」、「基準費用額1日60円引き上げに伴う生活費の改定」が示されました。

引き続き、県内のすべての市町における老人保護措置費の支弁額等の改定状況を把握していただき、改定が未施行の市町に対しては適切に措置を講じるようご配慮いただきますようお願いいたします。

3 健康保険証のマイナンバーカードへの一体化に関する国への働き掛けについて

養護老人ホームに入居されている皆さんは、家族との関係が希薄な方がほとんどで、マイナンバーカード自体の取得や、5年後の更新手続きが大変難しい状況です。また、マイナンバーカードの実質的な管理は施設側で行うことになり、受診や、行政機関での手続きなど施設側には重い管理負担が課せられます。

このような中で、例えば健康保険証を廃止せずに併用できるようにしたり、取得時や、更新時に市町の担当者が施設に出向いてまとめて手続きを行ってくれたりする等、マイナンバーカードがない人や取得後の管理ができない人などへのフォローをどうするのか、支援の具体策を示していただきますようお願いいたします。

IX 軽費老人ホームの運営について（軽費委員会）

令和5年度の軽費老人ホームの運営についての要望の中に、生活費と利用料の適正価格の見直しを要望させて頂きました。『軽費老人ホームの生活費や本人からの徴収額は、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号）により国から示された「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を基に設定しており、今後の改定等については、国の動向等に基づき検討していきたい。』とご回答いただきましたが、【軽費老人ホーム利用料等取扱基準 第1 軽費老人ホームの利用料等3生活費（月額（1）生活費（月額）の設定において生活費（食糧費および共用部分の光熱費に限る）は都道府県知事が定める額を上限とし、その設定にあたっては地域の実情、物価の変動その他事情を総合的に勘案し、適正な水準とするよう努めること。】とありますので、県独自のご決断で一刻も早く生活費の適正な改定をお願いいたします。

また、令和6年8月から1日当たり60円の引き上げをお認め頂きましたが、光熱費その他の高騰は未だに続き食材費も魚1匹とっても倍の値段に高騰している現状では1日当たり缶コーヒー1本も買えない値上がりでは施設運営は苦しいままです。神奈川県では数年前から県独自の改定を行っております。静岡県でも現状にあった県独自の改定をお願いいたします。

X 在宅サービス事業の運営について（地域ケア委員会）

1 介護支援専門員の処遇改善について

介護支援専門員の人材不足が、危機的な水準になりつつありその対策が求められています。当委員会ではヒアリングから、介護支援専門員の人材不足には、そもそも介護支援専門員への就業希望者の減少が原因の一つとしてあることが分かっています。介護支援専門員は他の職種から転職する以外には成り得ないため、現在のように相対的に給与水準が低い状態は、転職希望の障害となっていると予測されています。そこで従来の処遇改善とは別に、介護人材確保対策事業の一環として、給与改善の支援を実施していただけないでしょうか、事例としては、東京都では介護職員のみならず、介護支援専門員に対して居住支援特別手当として月額1万円もの支援を行っている。同様の処置をご検討をお願いいたします。

2 在宅サービスの在り方について

社会福祉法人である我々は、地域包括ケアシステムの実現にむけ、求められる役割を果たすべく努力してまいりました。しかしながら地域には様々な問題が発生しており、このままでは地域包括ケアシステムは実現困難であると言わざるを得ない状況になっていると考えています。現状、在宅サービスはそれぞれの日常生活圏域ごとにバランスよく配置されているわけではなく、大きく偏在しています。その結果、例えば通所介護事業が供給過剰状態で、全体的に稼働が減少し経営悪化に陥る施設が出ている地域、訪問介護サービスが供給不足で地域住民がサービスを受けられず、結果施設入所者が増加している地域、さらには居宅介護支

援専門員の絶対数が足りず、ケアプラン自体が作れなくなっている地域など、各地域で深刻な問題が発生しています。これらの問題は、市場原理を取り入れた介護保険法下において、事業所側の努力で解消することは不可能です。解消の為に自治体による総量規制や福祉計画の強化によるサービス量の管理、サービス過剰地域と不足地域との連携などが必要と考えられます。

そこで、今後県により、既存の地域包括ケアネットワーク会議などを活用して、地域包括ケアシステム構想に圏域ごとの在宅サービスの供給量の計画策定やリモートワークなどを活用した圏域を超えた連携の仕組みなど、今後の地域福祉をどのように推進していくかを検討する場を設けていただきますようお願いいたします。

XI 厚生労働省への介護保険制度変更要望について

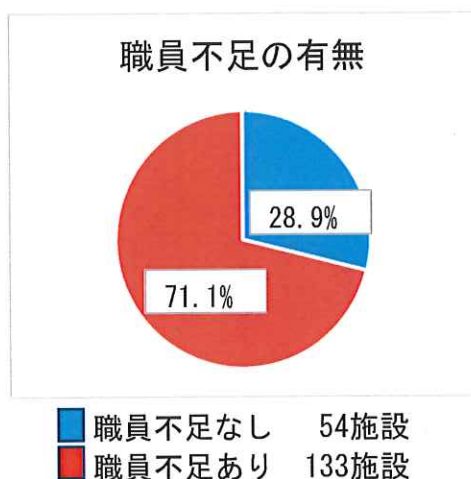
介護業界を取り巻く課題については、各施設の経営努力や、県単位の支援では解決し得ないものも多く存在します。

厚生労働省に対し、介護保険制度変更について施設・静岡県が課題を共有し、一体となって要望を上げていただくことをお願いいたします。

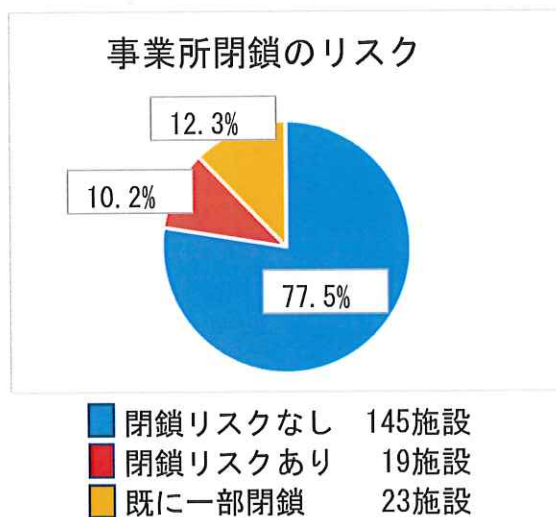
静岡県老人福祉施設協議会 介護人材確保等に関するアンケート調査結果 (抜粋)

1. 介護施設の職員不足の状況とその影響（令和6年度調査）

(1) 職員不足の状況 回答施設数187



(2) 職員不足の影響 回答施設数187

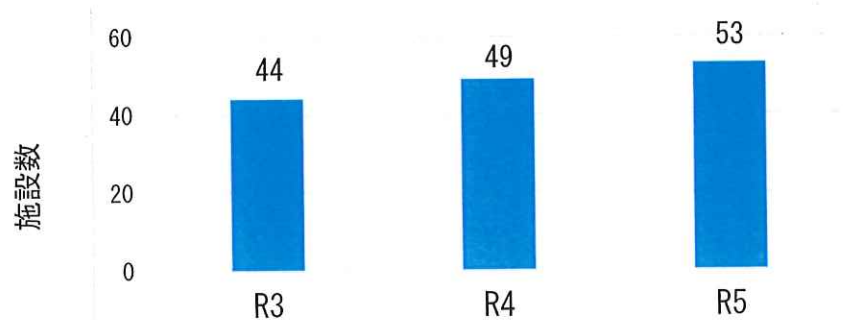


コメント

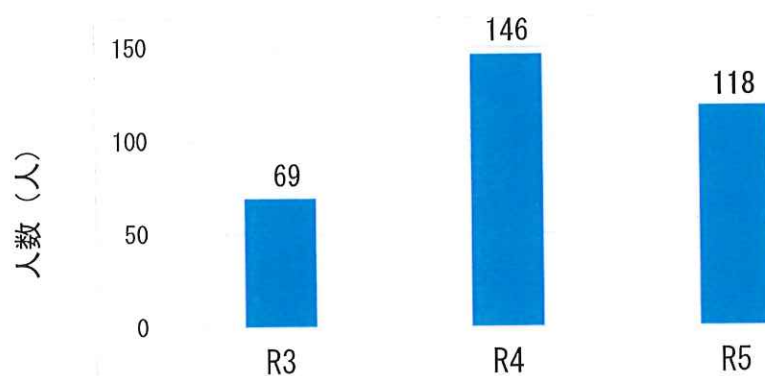
- ・介護施設での職員不足感は70%強に及び、多くの施設の課題である。
- ・すでに、10%以上の事業所で職員不足による事業所閉鎖が進行している。

2. 外国人介護人材の採用状況等（令和4～6年度調査）

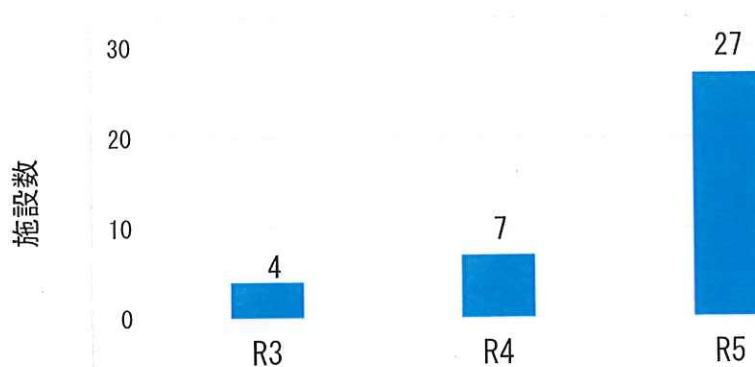
(1) 外国人介護人材を採用した施設の推移 回答施設数187～194



(2) 外国人介護人材の採用延人数の推移 回答施設数187～194



(3) 外国人介護人材の採用・育成・生活支援で困っている施設 回答施設数187～194



コメント

- ・外国人介護人材を採用する施設は徐々に増加している。
- ・しかし、社会状況等の影響があり、安定した採用とは言い難い状況である。
- ・また、外国人の採用・育成・生活支援の課題が急速に増加している。



「ケアットちゃん」

静岡県老人福祉施設協議会キャラクター